

平成26年10月1日改正
東京福祉大学短期大学部短大倫理・不正防止専門部会
令和3年11月26日改正
東京福祉大学短期大学部短大倫理・不正防止専門部会

東京福祉大学短期大学部 公的研究費不正防止計画

東京福祉大学短期大学部は、政府機関・独立行政法人・地方公共団体・特殊法人等から配分される公募型の競争的資金について、適正に運営・管理するため、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（平成26年2月15日改正）」（文部科学大臣決定）に伴い、公的研究費不正防止計画（平成22年4月1日）を見直し、以下のとおり改めて策定する。

1. 責任体系の明確化

学内の責任者を以下のとおりとし、「東京福祉大学短期大学部 公的研究費運営管理規則」に規定する。

① 最高管理責任者

- ・東京福祉大学短期大学部学長を最高管理責任者とする。
- ・最高管理責任者は、公的研究費の運営・管理について、本学全体を統括し、最終責任を負う。

② 統括管理責任者

- ・大学・短大事務局事務局長を統括管理責任者とする。
- ・統括管理責任者は、最高責任者を補佐して本学全体を統括し、公的研究費の運営・管理について実質的な責任と権限を持つ。

③ コンプライアンス推進責任者

- ・学科長をコンプライアンス推進責任者とする。
- ・コンプライアンス推進責任者は、学科における公的研究費の運営及び管理について実質的な責任と権限を持つ。

④ 監事

- ・監事は、不正防止に関する内部統制の整備・運用状況について本学全体の観点から確認し、意見を述べる。また、統括管理責任者またはコンプライアンス推進責任者が実施する点検や内部監査によって明らかになった不正発生要因が不正防止計画に反映されているか、不正防止計画が適切に実施されているかを確認し、意見を述べる。

2. 適正な運営・管理の基盤となる環境の整備

「東京福祉大学短期大学部 公的研究費運営管理規則」及び、「東京福祉大学短期大学部 科学研究費補助金及び学術研究助成基金助成金取扱規程」を公的研究費の基本ルールとして運用する。

3. 不正を発生させる要因の把握と不正防止計画の策定・実施

最高管理責任者の下に、基本方針に基づき公的研究費の不正防止計画を策定し、実施する機関として、不正防止計画推進部署を置き、東京福祉大学短期大学部 短大総務委員会に置く短大倫理・不正防止専門部会をもって充てる。短大倫理・不正防止専門部会は、統括管理責任者とともに、本学全体の具体的な対策（基本方針、本計画及び短大研究奨励専門部会と協働して実施する公的研究費不正防止のコンプライアンス教育・啓発活動等の計画を含む）を策定・実施し、実施状況を確認する。

また、短大倫理・不正防止専門部会は、内部監査室と連携し、不正を発生させる要因について、本学全体の状況を体系的に整理評価するとともに、監事との連携を強化し、必要な情報提供等を行うとともに、不正防止計画の策定・実施・見直しの状況について定期的に意見交換、見直しを実施する。

「東京福祉大学短期大学部 公的研究費運営管理規則」第19条第4項にもとづく、不正を発生させる要因について以下のとおり把握・評価する。

不正発生要因	対応する防止計画
ルールと実態の乖離 ・研究者がルールおよびルール変更について十分に認識していない	・「東京福祉大学短期大学部 公的研究費運営管理規則」及び「東京福祉大学短期大学部 科学研究費補助金及び学術研究助成基金助成金取扱規程」に基づき、適切なルールの運用を促進する。
責任体制の明確化 ・責任者が交代した場合、後任者が責任と権限を十分に認識していない。 ・時間の経過により、認識が低下しやすい。	・「東京福祉大学短期大学部 公的研究費運営管理規則」第5条から第8条に基づき、最高管理責任者等の職名を公開する。 ・責任者の交代時においては十分な引き継ぎを行う。

4. 研究費の適正な運営・管理活動

(1) ルールの徹底

公的研究費の運営・管理は、「東京福祉大学短期大学部 公的研究費運営管理規則」、
「東京福祉大学短期大学部 公的研究費取扱規程等の学内規程（規則等）」に基づき、以下のとおり、厳正に執り行う。

① 検収の徹底

総務課は、物品について、検収の実施を徹底する。

検収の際は、発注データ（発注書や契約書等）と納入された現物を照合するとともに、
据え付け調整等の設置作業を伴う納品の場合は、設置後の現場に置いて納品を確認する。

② 旅費・謝金等の事実確認の徹底

外部研究者との打ち合わせのための出張にかかる旅費、研究協力者に対する謝金等、
証拠書類のみでの事実確認が困難な支出について、教務課、総務課、財務課は、適宜、
当該外部研究者や研究力者にヒアリングによる事実確認を行う。

なお、競争的研究費等により謝金、旅費等の支給を受ける学生等に対してもルールの
周知を徹底する。

③ 不正使用者の処分

不正使用した研究者及び不正に関与した者には「学校法人茶屋四郎次郎記念学園 教
員就業規則」又は「学校法人茶屋四郎次郎記念学園 職員就業規則」を適用し、処分す
る。

④ 不正な取引に関与した業者の処分

不正な取引に関与した業者に対しては取引停止等の処分を行う。処分内容は、最高管
理責任者たる学長が決定する。

(2) 意識向上

① 研究者は、公的研究費が採択された場合、関係ルールを遵守する旨の誓約書を提出す
る。提出の無い場合、公的研究費の執行はできない。

② 短大倫理・不正防止専門部会は、短大研究奨励専門部会と協働し、研究者及び事務職
員に対し、公的研究費の不正使用を防止の理解を深め、コンプライアンス遵守の意識を
徹底するコンプライアンス教育、啓発活動を実施する。

(3) 計画的な執行の補助

教務課は、研究者の公的研究費にかかる予算執行状況を常に把握し、定期的に研究者に予算執行状況を通知し、研究者が計画的な執行をできるよう補助する。

5. 情報の伝達を確保する体制の確立

(1) 相談窓口

公的研究費の使用に関するルール等について、学内外からの事務手続きに関する学内外からの相談を受け付ける窓口を教務課とする。

(伊勢崎キャンパス教務課 0270-20-3672)

(2) 告発窓口

公的研究費の不正に関する告発窓口を短大倫理・不正防止専門部会とする。

(伊勢崎キャンパス総務課 0270-20-3675)

(3) 伝達状況の確認

短大倫理・不正防止専門部会は、短大研究奨励専門部会と協働して開催したコンプライアンス教育、啓発活動を通じた研究者及び事務職員の公的研究費に関するルールの理解状況を確認する。

6. モニタリングの在り方

公的研究費の適正かつ効率的な管理・運営を検証するために、「学校法人茶屋四郎次郎記念学園 内部監査規程」に基づき、内部監査室が公的研究費の監査を毎年実施する。

内部監査室は、効率的・効果的かつ多角的な内部監査を実施するために、監事及び会計監査人との連携を強化し、必要な情報提供を行うとともに、機関における不正防止に関する内部統制の整備・運用状況やモニタリング、内部監査の手法、競争的研究費等の運営、管理の在り方等について定期的に意見交換を実施する。財務課は公的研究費の自己点検を定期的又は臨時に実施する。

内部監査・自己点検にあたっては、不正・不適切な管理の有無のみならず、本学全体の視点から管理体制の不備の検証も行う。

以 上